

戦争災害研究室だより

第12号 2008年1月23日

東京大空襲・戦災資料センター

136-0073 江東区北砂 1-5-4 財団法人政治経済研究所内 tel03-5857-5631 fax03-5683-3326

HP <http://www9.ocn.ne.jp/~sensai/> E-mail sensai-shiryo-center@abelia.ocn.ne.jp

第12回研究会報告

日時 2007年7月21日(日) 13:00-16:30

場所 財団法人政治経済研究所 会議室

報告題 原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島

報告者 荒井信一

出席者 荒井信一 植野真澄 二瓶治代 山辺昌彦 山本唯人

報告要旨

2006年7月15日、16日に、「原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島」が広島平和記念資料館で開かれた。広島市や平和記念館は協力しないで、費用を出すこともしていない。その意味であまり知られていない。原爆についての民衆法廷はこれが最初である。ここで、広島市立大学の広島平和研究所の田中利幸さんからの依頼で、私が立証過程で証人として、「原爆の対日投下はどのように決定されたか」を話した。

法廷の構成から紹介すると、判事団は、予定と大幅に変わって、フィリピン国際民衆法廷判事で国際民主法律家協会の終身国連代表でもあるレノックス・ハインズ・アメリカラトガーズ大学教授、国際反核法律家協会副会長のカルロス・バルダス・コスタリカ国際法律大学教授、家正治姫路独協大学教授の3人になった。検事団は弁護士で、広島の足立信一、井上正信、下中奈美さん、千葉の秋元理匡崔さん、そして韓国のチェ・ポンテさんであった。アメリカという国家を相手にした裁判で被告は来ないので、そういう場合はアミカス・キュリエという被告のアメリカの指導者の代弁をする人として、大久保賢一（東京）さんが加わっている。

プログラムは以下のものであった

7月15日：13～17：30

法廷の紹介（5分）

開廷に至るまでの過程の説明（10分）

法廷規定の説明（5分）

開廷・起訴状朗読（30分）

アミカス・キュリエの意見（10分）

争点整理（5分）

立証：

投下に至る事実関係 荒井信一先生（40分）

被爆者証言（90分） 広島、長崎、韓国から各1名

7月16日：10～17：30

立証：

被爆の影響 鎌田七男先生（60分）

国際法から見た違法性 前田朗先生（40分）

最終弁論（45分）

アミカス・キュリエの意見（15分）

判事団合議（120分）

判決要旨発表（20分）

原爆投下をいま何故問題にするかという、「原爆投下には近現代戦争に共通する無差別爆撃と大量殺戮という人道に対する罪の普遍的要素が最も典型的な形で集約されている」からである。

特徴の一つは、刑事裁判としてやっていることである。1963年に東京地裁で判決が出た原爆裁判は広島・長崎への投下が国際法違反であることの認定を前提として補償を要求する民事裁判であった。裁判所は国際法違反を認定したが、補償については却下した。日本政府が上告しなかったために、これは最終判決として確定している。

極東国際軍事裁判では、ブレイクニーというアメリカ人の弁護人が原爆はハーグ陸戦条約で禁止されている兵器であると間接的に原爆投下の違法性を指摘した。

この「原爆投下を裁く国際民衆法廷」では、極東国際軍事裁判所条例を根拠にして、国ではなく、投下に関連した個人を刑事裁判で裁くことにしている。個人としてあがっている指導者には、ローズベルト大統領、トルーマン大統領、バーンズ国務長官、スティムソン陸軍長官、マーシャル参謀本部長、ハンディ参謀本部長代理、アーノルド陸軍航空隊総司令官、マンハッタン計画指揮官のウレスリー・アーノルド少将、マンハッタン計画参加の科学者オッペンハイマーが入っている。また、エノラゲイの操縦者のポール・リベッツなど直接投下した人たちも入っている。

訴状を見ると、請求の主旨として「アメリカ合衆国は広島・長崎で被爆した被爆者に対し公式に謝罪せよ。アメリカ合衆国は広島・長崎で被爆した被爆者に対しその被害に相応する相当の賠償を行えとの判決を求め」とある。刑事裁判で指導者の責任認定にとどめればいいが、ここに賠償を入れたことはおかしいのではないか。ベルサイユ講和条約以降は戦争賠償の問題は講和条約で扱うようになった。戦後補償裁判がいきづまっている最大の原因がサンフランシスコ講和条約によって賠償請求権を相互に放棄したことにある。訴状で求めている賠償はハーグ条約を根拠とする個人賠償であると思うが、これまでハーグ条約に基づく賠償については手続法が日本の国内法にないとの理由により補償裁判で却下されているので、これだけでは弱いのではないか。1923年の空戦法規も引いているが、この第5条には賠償支払いの義務が書いてある。何故これを法的根拠にしなかったかという問題がある。

私の証言は原爆投下については、1944年9月19日、ローズベルト米大統領とチャーチル英首相との間で成立したハイド・パーク協定からはじめている。原爆が完成したら日本に対して原爆を使用することをきめており、アメリカとイギリスとの両首脳の間で、対日投下を確認している。第2の段階

は、原爆が完成に近づきトルーマンが大統領になった 1945 年 4 月ころからでこの時期に原爆の投下目標や、投下の仕方の検討が本格化する。第 3 の段階は、5 月にドイツが降伏して、「悪魔」と信じたナチスドイツに原爆を使うと思っていた科学者たちの間に対日投下をめぐる動揺がおきる。2 月のヤルタ協定で、ドイツ降伏の 2、3 か月以内にソ連が対日参戦することを約束しているのもこれも現実化する。そこで、トルーマン政権は対日終戦の決め手として、ソ連参戦か、原爆投下か、どちらをとるか、あるいは両者を組み合わせるか、という問題が出てくる。もう一つ、5 月の 25、26 日に東京の山の手が空襲され、皇居にも火が入る。その直後にグルーが國務長官代理として、5 月末にトルーマンに会って、天皇制の存続を約束すれば日本は早期に降伏する、そういう趣旨の対日演説をして欲しいという上申をする。ここから、日本を早期終戦させる手段の選択が 3 つになる。最終的には 5 月 25 日にトルーマンは原爆投下命令を出す。第 4 の段階として、8 月 6 日、9 日に実際に投下される。

広島から事前に私に要請があったのは、原爆投下命令に絞って証言して欲しいとのことであった。これは起訴状で指導者の個人の責任を問うているので、それぞれの個人が原爆命令とどう関わって、どのような責任を生む事をしたかが問題になるからである。

そこで、「原爆の対日投下はどのように決定されたか」という文章を事前に提出して、実際の法廷では検事が質問して、私が答える形になった。

この文章はなるべく新しい研究にあたって書いたが、出典は省略している。原爆投下の歴史的研究が盛んだったのは、1970 年代から 80 年代であった。私も 1976 年ぐらいから原爆投下研究をはじめ、1984 年に『原爆投下への道』をだした。これを凌駕する研究は未だに日本にはない。私以外に原爆投下の学問的研究をしているのは同志社大学の麻田貞雄さんぐらいしかいない。

アメリカでは 1970 年代、80 年代に歴史修正主義が出てきて、原爆のおかげで戦争が早く終わり、アメリカ兵の命を救ったというアメリカ政府の公式見解を批判してきていた。1995 年にアメリカのスミソニアン博物館が予定した原爆展示には歴史修正主義者の研究が大幅に反映していた。また、広島・長崎の被爆資料も展示し、その中で、エノラゲイを展示しようとしていた。これはアメリカ空軍協会、在郷軍人委員会、かれらのロビー活動を受けた上院議員らによってつぶされた。いまは、エノラゲイはワシントンのホワイトハウスの裏にあるスミソニアン博物館ではなく、ワシントンのダレス空港の傍にあるスミソニアン宇宙航空博物館の別館に何の説明もなしに、展示されている。その時期は冷戦が終結し、米ソの和解が進み、大核戦争の可能性がなくなっており、原爆投下も緊急の問題でなくなった。

この証言を書くために、1995 年以降の最近の研究を調べた。広島は立派な平和記念館があり、広島市も非核の発信地であると長いこと言ってきたが、原爆投下についての研究や主張がなく、みんな私に聞いてくる状況である。広島市立大学ができ、平和研究所もつくり、初代所長に国連の事務次長だった明石康をよんだが、開店休業の状態だった。近年所長が代わり、立て直し、研究員も増やし、活性化してきた。田中利幸さんが中心となっているのでこれから本格的になると期待している。

最近の研究で、あまり知られていない部分を証言から引用してみよう。特に7月25日の原爆投下命令に大統領の署名がなかったことが重要であろう。

7月16日の原爆実験が成功した直後の18日、マンハッタン計画指揮官のグローブスは新任の太平洋方面合衆国戦略空軍司令官カール・A・スパーツ将軍に会って、「われわれの野外実験の成功と8月5～10日の核分裂爆弾の対日使用がさしせまっていることにかんがみ」、マッカーサー太平洋方面陸軍総司令官に原爆投下の「必要な背景情報と作戦案の全体プラン」を知らせるように求めた。グローブスは参謀本部長代理ハンディの許可を得ているとも述べた。このことはグローブスとハンディのもとですでに投下計画ができあがっていたことを物語っている。しかしスパーツは「グローブスおよびハンディとの非公式な会談以外の何ものでもないものにもとづいて」最初の原爆を人口の密集した都市に投じる責任をとらされるのはごめんだと考えた。そこでかれは、軍の伝統的な保身術に従い、命令を口頭でなく文書でよこすことを求めた。スパーツは1962年に「自分は口頭の命令で原爆を落とすしかなかった一書面であるべきだ—そして手に入れた」と述べている。スパーツ自身、原爆投下の正当性に疑問を持っていたのである。

スパーツの要求にしたがい、ハンディは、7月24日おそくに時間を節約するために無電でグローブスの命令草案をポツダムのマーシャルに送った。草案は基本的にはグローブスが7月18日にスパーツに語ったことを文書化したものである。ハンディからスパーツへの命令の形で起草された内容は、「509混成軍は8月3日以後天候の許す限り、つぎの4つの目標、広島、小倉、新潟、長崎のうち一つに〈最初の特殊爆弾〉を投下せよ」で、7月25日のトルーマンの投下命令と同じ内容である。トルーマン大統領の原爆投下命令にはトルーマン大統領のサインがない。形式的にはトルーマンに口頭で許可を求めたことになる。ハンディからスパーツへの命令は「合衆国国防長官と参謀本部長の指令と許可により」発令され、スパーツに対してはマッカーサーに命令の写しを渡すように指示された。今までの研究では、マッカーサーは原爆投下計画を知らないとされていた。マッカーサー側の裏付け資料はないが、実際に知らせ、マッカーサーは原爆投下計画を知っていたことになる。

7月24日、スティムソンはあとで修正が必要になっても、命令草案が翌日(25日)に認可されることが〈最も重要〉だと知らされた。25日の発令が必要であったのは、ハンディの表現をかりれば、「使用準備を邪魔されない必要」があったからである。スティムソンもマーシャルもそれにしたがって、グローブスの命令草案を公式に許可した。しかしスティムソン日記のどこにもかれが命令に対しトルーマンの認可を要請したとの記述はない。大統領の許可が原爆投下命令の「決定」の構成要素であるとすれば、これは考えられない手落ちである。発令にトルーマンの許可が必要でないと考えられたとすれば、スパーツをなだめるための単なる形式に過ぎなかったからであろう。これらの事実から原爆投下命令の発出には軍のイニシアティブが強く発揮される一方、いわば形式をととのえる官僚的な性格が強いことがうかがえる。それはまた投下政策の決定が全体として原爆という残虐極まりない兵器を使うことに対する人間的な畏怖や大量殺戮に対する強力な人道的抑制を欠いたまますすめられたこととも通じる。

7月16日の原爆実験の成功は、直ちにポツダムにいるスティムソンに知らされた。報告を受けたトルーマンは18日の日記に「原爆が日本本土に姿を現せば確実に日本はつぶれる」と書いて、原爆投下により早期に戦争を終わらせる自信を示した。7月21日にはグローブスの詳細な実験報告が伝書使の手でポツダムに到着した。それは「爆弾の効果は、前例のないもので、驚嘆に値し、しかも戦慄すべ

きもの」で「これほど巨大な力をしめす人工現象」はまだ起こったことがないと詳細に爆弾の破壊力を描写していた。報告を読んだトルーマンは7月25日の日記に「世界史上もっともおそろしい爆弾を発見した。原爆は今と8月10日の間に日本に対し使われることになるだろう。私はスティムソンに女子どもでなく、軍事目標と兵士や水兵が目標であるように使えと話した。彼と私は意見が一致した。目標は純粹に軍事的なもので、われわれは日本に降伏して生命を救えと求める警告声明を発表することになっている。私は日本人が降伏しないことを確信している。」トルーマンが問題にしたのは、対日投下の是非ではなく、たんに投下目標をめぐる問題だけであった。それも軍事目標主義を強調し、自分がいかにも人道的配慮をつくしたかに見せかけている。

私と麻田氏との議論の分かれているところの第一は、原爆投下により日本の降伏が早まったかどうか、ソ連参戦の影響をどう見るかがある。トルーマンがポツダム会談に出席した大きな理由は、ソ連参戦の日付を確かめることであった。7月17日の会談でスターリンは8月15日という日付を明らかにした。それが広島への原爆投下により、ソ連参戦が8月9日にくりあげられた。原爆投下によりソ連の参戦が早まったことは確実である。また保科善四郎の御前会議議事録(8月10日)によれば、ポツダム宣言受諾をきめる際に原爆はほとんど問題にされないで、ソ連参戦により降伏に踏みきったことがうかがえる。原爆投下だけでなくソ連の参戦が加わってはじめて、日本の降伏意思が決定したと考えたい。

放射能の効果もほとんどともに論じられなかった。5月10日の目標検討第2回委員会では「放射線の医学的影響」の問題が取り上げられた。オッペンハイマーのメモを中心に論議された。基本的勧告事項は、原爆投下機は「放射性物資を含んだ雲を回避しなければならない」などもっぱら投下機の安全確保にかぎられていた。オッペンハイマーのメモは、爆弾自体の放射性物質に毒性があり、さらに爆発の時の放射線にさらされた場合には半径1マイル以内で人間に損傷を与え、半径約10分の6マイル以内では死をもたらすことなどを詳細に述べている。「目標地域でこれを浴びた人間に影響を及ぼすのはいうまでもない」として通常空襲とは質的にことなる対人効果が予見されていた。しかしそれが重視され人間に及ぼす放射線被害が真剣に検討された形跡はない。放射線が大気、水、大地を汚染して、放射性物質が体内に蓄積し、内側から肉体を照射することになり、これが怖い、これについて、オッペンハイマーは言及していない。本格的に放射能の対人効果が検討されたとは思えない。

討論概要

質問 2006年の法廷から、2007年の判決までの間、どういう動きがあったのか。

報告者 2006年12月に判決が出ると聞いていたが、遅れた。民衆法廷の判決では、極東国際軍事裁判の判決を適用するかどうかが一番問題である。判決が東京空襲の裁判に生かせるものがないかと期待している。

質問 この法廷は、ほかの補償裁判と連動しているのか。

報告者 中心になっている足立弁護士らは裁判に関係している。広島市長が秋葉忠利になってから、平和宣言に加害を入れなくなると、後退している。市と被爆者の間に微妙な問題がある。

スティムソンは3月の東京空襲のあとで、ロベット空軍担当陸軍次官を呼んで何であんなに残虐な爆撃をしたかを聞いている。ロベットはこれから精密爆撃をしますと答えている。また、5月の東京空襲のあとの6月1日に、スティムソンは陸軍航空隊が3月の空襲のあとに、もうやらないと約束したのにひどいと、アーノルドを問いつめている。アーノルドは、日本は小工場が密集していてその周りに労働者住宅があるので、ドイツのようにうまくいかないと答えている。スティムソン日記の書かれているこの話は、アメリカの研究者のスティムソン研究では引かれてなく、私だけが使っていた。

広島市立大学の平和研究所も田中利幸さんや永井均さんが入ったので、これからよくなるだろう。

質問 民衆法廷が実現するまでの経過はどういうものか。

報告者 よくは分からない。2005年に平和記念館に呼ばれて原爆投下について講演したが、この時にはもう法廷の名前も決まっていた。補償問題を担当している弁護士と被爆者団体と平和研究所の研究者が準備している。原水協などは関わっていない。原水禁の人は入っている。

質問 判事団の人選はどうしたのか。

報告者 国際反核法律家協会の活動家が関連している。1998年にハーグ国際法廷が核兵器は違法であると国連の諮問に答えているが、この時にも国際反核法律家協会などががんばった。

質問 民衆法廷は無差別爆撃の違法性と、原爆の残虐性と両方を問題にしているのか。

報告者 無差別爆撃と大量殺戮という人道に対する罪を問題にしている。スペインやエチオピアでも空爆で毒ガスを使っており、両者は切り離せない。毒素兵器の延長で原爆を捉える必要がある。

質問 国際法違反という場合、論拠になる法はハーグ陸戦法規か。空戦法規案は国際慣例法であることには異論がないのか、これに照らして国際法違反と言うことができるのか。

報告者 空戦法規案に照らして国際法違反をいうことは、あり得る。1963年に判決が出た東京地裁の裁判で、国際法学者が意見書を書いているが、その中でハーグ陸戦法規も、空戦法規案も、1925年の毒ガス等禁止条約も取り上げている。当時の国際法でどうなのかという原則がある。空戦法規案は国際慣例法として定着し定説になっている。

質問 民衆法廷の判決は実際の司法の中でどの程度参考にされるのか。

報告者 ベトナム戦争の時のラッセル法廷が有名だが、国際法上の学説の扱いになる。国際慣習法になる場合もある。ただし、学説と社会との間には距離がある。裁判所は政治的に動くので、アピールする内容がないといけない。法は使い方を工夫した方がよい。

質問 空戦法規案が国際慣例法になったのは何時の時点からか。

報告者 第二次大戦の開始の時と考える。各国の首脳の説明で軍事目標主義を言うようになる。日本海軍も軍事目標主義で、空戦法規案は自分たちがつくったとも言っている。

1977年に被爆者問題の国際シンポジウムが開かれ、私も準備委員会の社会科学委員会に参加し、原爆投下の歴史的背景を担当した。それまで被爆の実態だけで、加害の問題が議論されてこなかったが、ここではじめて取り上げられた。シンポジウムの時にドイツ・カナダの研究者も来たが、その議論で私はアジアに原爆を落としやすいという人種差別主義の問題があると言った。ヨーロッパでは、人種差別主義というとナチスを意味しており、彼らは反発し、ナチスをやっつけるために原爆を開発したと言った。ドイツの場合は、ナチスがやったことなので、ドイツには罪がないと言える。それで本格的に原爆投下の研究をしなければいけないと思った。その時に原爆の死者の数についても、1945年末までに、広島は14万人±1万人、長崎は7万人±1万人とはっきりさせた。国連もそれまでは広島の死者を8万人としていたが、この数字を採用するようになった。

質問 この国際会議にアジア諸国の人は参加していたか。

報告者 インドの人や、イラクの大臣などが来ていた。積極的に発言した人はいなかった。この時に被爆者の2割は朝鮮人・中国人であると言われた。連合国の捕虜や東南アジアからの留学生など、被爆者の国籍は21か国である。韓国社会の風潮は原爆投下が当たり前というものであり、朝鮮半島にいる被爆者は援護も補償もなかった。最初に韓国に診療所をつくったのは、原水協・原水禁でもなく、民社党系の労働組合であった。これがきっかけになって、韓国人被爆者の問題が出てきた。

質問 この広島、長崎の死者数は民間人だけの数か、それとも軍人・軍属を含めた数か。

報告者 軍人・軍属を含めた数である。この数は、社会科学委員会ですさまざまな専門の研究者の学際的な調査で調べた数である。

質問 京都が投下目標から外れた経過はどうか。

報告者 京都はスティムソンが反対して外した。スティムソンは満州事変の時の国務長官だった。日本にも何度か来ていて、日本をよく知っていた。スティムソンの論理は、京都に原爆を落とせば、戦後にソ連に対する同盟国として日本を獲得するのに妨げになるという理由である。文化財が多いから外したわけではない。トルーマンは7月25日の日記に「このおそろしい爆弾を古い都（京都）にも新しい都（東京）にも落とすことはできない」と書いている。

5月16日にスティムソンはトルーマンに日本への精密爆撃を空軍に厳守させたい、フェアプレイと人道主義を重んずるアメリカの名声、今後数十年間の平和のための世界最大の資産であると言っている。東京空襲にしばって、スティムソンの日記にあたる必要がある。スティムソンは保守的な人だが、プロテスタント的な倫理観を持っている。

質問 東京に原爆を落とす計画もあったのか。

報告者 1943年ぐらいの最初の計画にはあった。日本人は知的レベルが低いから、落としても原爆と

解らないと困る、京都は知的レベルが東京より高いから原爆と解るという議論もあった。

スティムソンは3月10日の東京大空襲をあとから知っている。空軍の担当者の判断でおこなわれた。

質問 われわれは原爆と焼夷弾はレベルが違うと思うが、トルーマンは原爆投下を軽く考えていたことに衝撃を受けたが、どう解釈したらいいか。

報告者 戦争は総力戦の段階ではメカニズムとしてしておこなわれている。人間がコントロールできない面もある。しかし、指導者の責任は大きい。時間軸と、爆撃の下にいて被害を受けた人のことから考えていく必要がある。

原爆の目標検討委員会で毒ガスも選択肢として検討している。

1935年に最初の空襲反対記念碑がイギリスに出来ている。

(まとめ・文責山辺昌彦)